

### 公的年金の今後の制度改正の方向性

厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会(年金部会)では、2024年7月に公表された公的年金の財政検証結果を踏まえ、来年度以降の制度改正を見据えた様々な議論が進められています。今回はその中でも特に注目度の高い、①被用者保険の適用拡大と、②基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了(マクロ経済スライド調整期間の一致)、の2つの政策案について解説します。

#### 「年収の壁」と被用者保険の適用拡大

##### 1. 「106万円の壁」と被用者保険の適用拡大

被用者保険(厚生年金+健康保険)の適用基準は現在、「従業員数51人以上の適用事業所に勤める、労働時間が週20時間以上で、月収8.8万円(年収106万円)以上の労働者」となっています。この条件を満たす労働者の場合、年収が106万円を超えると保険料支払いが必要になり、一時的に手取り収入が減少してしまうことから、「106万円の壁」と呼ばれています。

年金部会では、この賃金要件も含めた被用者保険適用基準について議論が進められています。適用拡大の意義は、被用者でありながら国民年金のみ加入しているものに対し、被用者にふさわしい保障を提供することや、働き方に中立な制度にすることで労働を促進することなどがあります。また、「106万円の壁」問題では、負担の増加が大きく取り上げられていますが、将来受け取る年金額もその分増えるため、パート労働者などの将来の低年金を防ぐという目的もあります。

月収8.8万円という基準が設けられた当初の理由は、厚生年金の労使合計の保険料(収入×18.3%)が、国民年金の保険料(約1.6万円/月)を下回ってしまい、「厚生年金に加入する方が保険料も少なく、将来の給付も多い」という事態が起きることを防ぐためでした。近年は、最低賃金の上昇に伴い労働時間要件を満たせば賃金条件も自動的に満たす場合も増えており、賃金要件を設ける必要性は低くなっているとの指摘があるため、この賃金要件については撤廃する方向で議論が進んでいます。

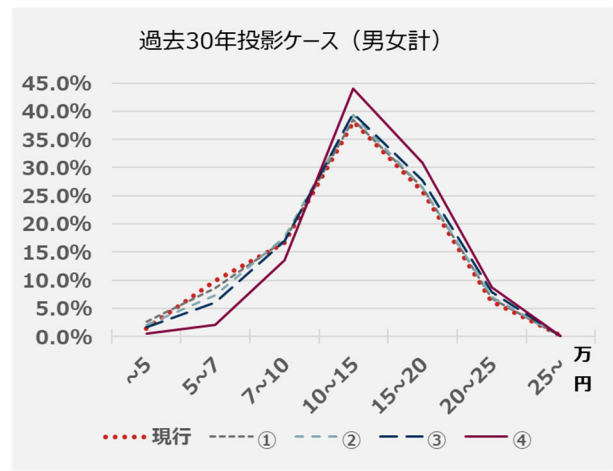
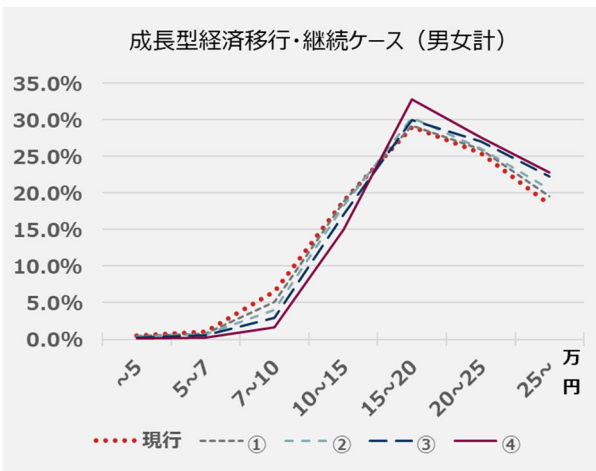
「週20時間」の労働時間要件や、企業規模、適用業種などの要件についても、撤廃・緩和の議論が行われています。同じ労働者であっても、働く場所によって保険料負担・将来の受給額が異なる状況を改善することや、全ての労働者に被用者保険を適用することが望ましいといった意見が挙がっています。

図表 1 被用者保険の適用拡大による所得代替率・年金月額分布への影響

拡大手法		具体的な内容			
①	90万人拡大	被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合			
②	200万人拡大	①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合			
③	270万人拡大	②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合			
④	860万人拡大	所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合			

		現行	①90万人拡大	②200万人拡大	③270万人拡大	④860万人拡大
成長型経済移行・継続ケース	全体	<b>57.6% (2037)</b>	<b>58.6% (2035)</b>	<b>59.3% (2034)</b>	<b>60.7% (2028)</b>	<b>61.2% (調整なし)</b>
	比例	25.0% (調整なし)	25.0% (調整なし)	25.0% (調整なし)	25.0% (調整なし)	25.0% (調整なし)
	基礎	32.6% (2037)	33.6% (2035)	34.4% (2034)	35.8% (2028)	36.2% (調整なし)
過去30年投影ケース	全体	<b>50.4% (2057)</b>	<b>51.3% (2054)</b>	<b>51.8% (2052)</b>	<b>53.1% (2048)</b>	<b>56.3% (2038)</b>
	比例	24.9% (2026)	24.8% (2027)	24.6% (2028)	24.5% (2029)	23.1% (2038)
	基礎	25.5% (2057)	26.5% (2054)	27.2% (2052)	28.6% (2048)	33.2% (2038)



(注) 人口の前提は中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数 16.4 万人。())内はスライド調整の終了年度。「成長型経済移行・継続ケース」や「過去 30 年投影ケース」などの経済前提については、金親(2024)「年金ニュース解説 No.933(2024 年 6 月 10 日号) 令和 6 年財政検証の経済前提」を参照。

(出所) 厚生労働省公表資料より NFRC 作成

被用者保険の適用拡大により、将来の年金給付水準も向上することが確認されています。例えば、企業規模要件等の廃止と現行の賃金要件を撤廃した②のケースでは、現役世代の所得に対する給付額の比率である所得代替率は、+0.9%(過去30年投影ケース)~1.7%(成長型経済移行・継続ケース)程度改善することが見込まれています<sup>1</sup>。

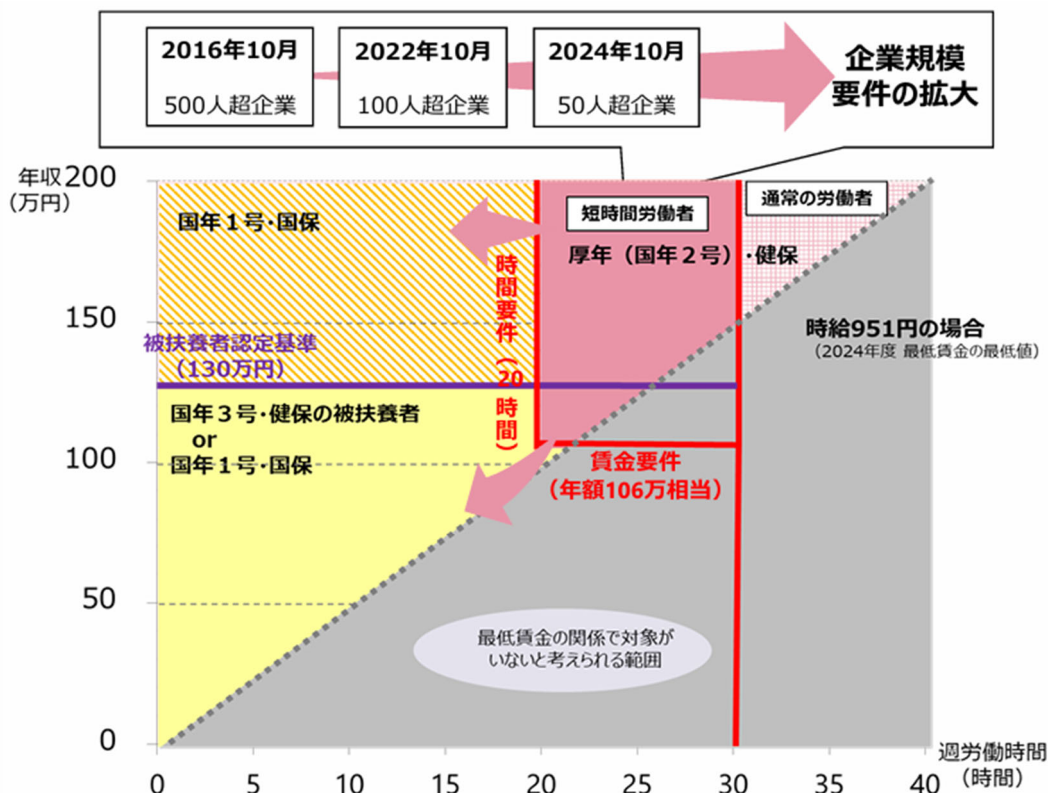
適用拡大には障害も多くあります。最も大きな障害と考えられるのは、被保険者・事業主の負

担増です。特に被保険者の負担については懸念が大きく、様々な提案が行われています。例えば、厚生労働省は、「被用者保険の保険料の負担額を労使折半ではなく、事業者ごとに保険料負担割合を変更できる特例的な措置を講じてはどうか」という提案をしています。しかし、労使折半の原則がある中でどのように位置づけを整理するのか、事業所負担割合を変更することにより企業間格差を招くのではないかとといった批判も多くあり、議論は難航しています。

<sup>1</sup> 詳しくは、尾谷(2024)「年金ニュース解説No.936 令和6年財政検証結果について」をご覧ください。

本資料は、お客様への情報提供を目的として作成したものであり、特定の有価証券の売買または商品の推奨・勧誘等を目的としたものではありません。本資料に記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。本資料内の記述、グラフ・表・数値データ等の内容につきましては、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料は、野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。配布されたお客様限りでご使用ください。本資料のいかなる部分も一切の権利は野村フィデュシャリー・リサーチ&コンサルティング、野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、本資料の全部もしくは一部を複製、転送または再配布することはご遠慮ください。

図表2 被用者保険適用拡大のイメージ



(出所) 厚生労働省 第20回社会保障審議会年金部会 資料1 「被用者保険の適用拡大及び第3号被保険者制度を念頭に置きたいいわゆる「年収の壁」への対応について」

## 2. 「130万円の壁」について

被用者保険入者の配偶者などについては、事業所の適用条件や労働時間・賃金要件などを満たせば、第3号被保険者を外れて厚生年金に加入できます。しかし、働いている事業所が適用条件を満たしていない場合や、労働時間が短い場合などは年収130万円を超えると第3号被保険者を外れて国民年金に加入する必要があります。

「106万円の壁」を超えて厚生年金に新規加入する場合、負担と将来の受給額がセットで増えるものの、「130万円の壁」を超えて国民年金に新規加入する場合、負担のみが増えて将来の受給額は変わらないため、就労抑制のインセンティブが強く働いてしまうという問題があります。

「106万円」や「130万円」といった年収の壁問題の重要なポイントは、第3号被保険者の取り扱いにあります。制度創設当時は、「夫が会社員で

妻が専業主婦」という世帯が多くありましたが、現在では共働き世帯が多数派となり、人々の働き方や暮らし方、家族の在り方などは大きく変化しています。第3号被保険者制度によって、女性の社会進出が阻害されているため、長期的には制度の縮小・廃止を目指す必要があるとの意見も出ています。

ただし、第3号被保険者の中には、育児や介護、けがや病気などで働けない者など、配慮が必要な場合も多くあるため、制度の見直しは長期的な取り組みにならざるを得ません。そのため、まずは被用者保険の適用拡大を進めることで「130万円の壁」問題の対象となる人数を減少させていくことが必要である、ということで年金部会内では概ね意見が一致しています。

本資料は、お客様への情報提供を目的として作成したものであり、特定の有価証券の売買または商品の推奨・勧誘等を目的としたものではありません。本資料に記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。本資料内の記述、グラフ・表・数値データ等の内容につきましては、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料は、野村グループ各社から直接提供する方法でのみ配布しております。配布されたお客様限りでご使用ください。本資料のいかなる部分も一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング、野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、本資料の全部もしくは一部を複写、転送または再配布することはご遠慮ください。

**基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了**

**1. マクロ経済スライドと基礎年金**

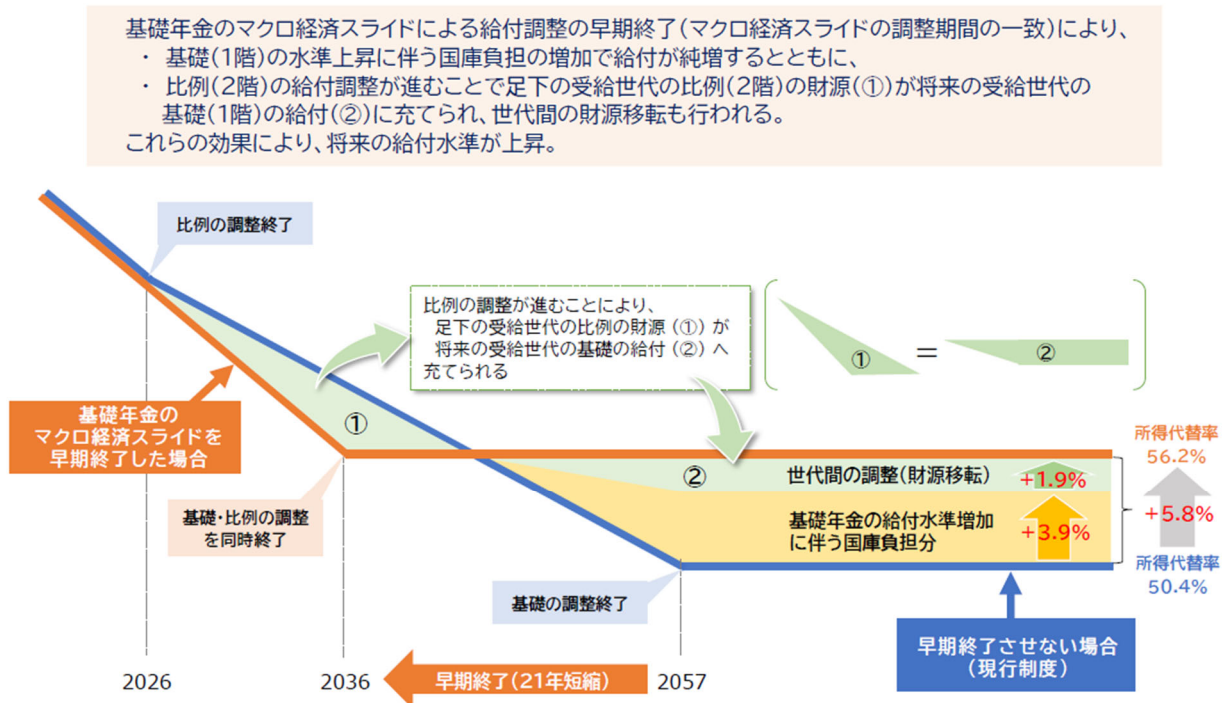
2004年の公的年金の制度改正により、国民年金・厚生年金のそれぞれについて保険料(率)は固定されることとなっています。今後の年金財政の収支均衡を図るうえでは、給付水準を「マクロ経済スライド」と呼ばれる仕組みで自動調整することになっています。マクロ経済スライドは、物価・賃金の上昇率に加え、被保険者数や平均余命の変動をもとに給付水準の減額調整を行う措置です。

実質賃金の低下や厚生年金被保険者の増加といった近年の社会情勢により、基礎年金の財政が報酬比例部分の財政より悪化したため、基礎年金のマクロ経済スライドは報酬比例部分より

も長引く見通しとなっています。全被保険者一律の給付である基礎年金の給付水準が低くなると、公的年金の所得再分配機能が低下してしまいます。このような問題を解決するため、基礎年金と報酬比例部分のスライド調整期間を一致させることで、基礎年金給付水準の更なる低下を防ぐべきではないかという議論が行われています。

今年行われた財政検証では、スライド調整期間の一致を行った場合の給付水準の変化額も試算されています。基礎年金の将来の給付水準が向上することで、国民年金被保険者だけではなく、一部高所得者を除く厚生年金被保険者の大半は給付総額が向上する見込みとなっています。現在30歳の人将来受け取る平均年金額は、実質約1万円程度増額する見込みです(図表4)。

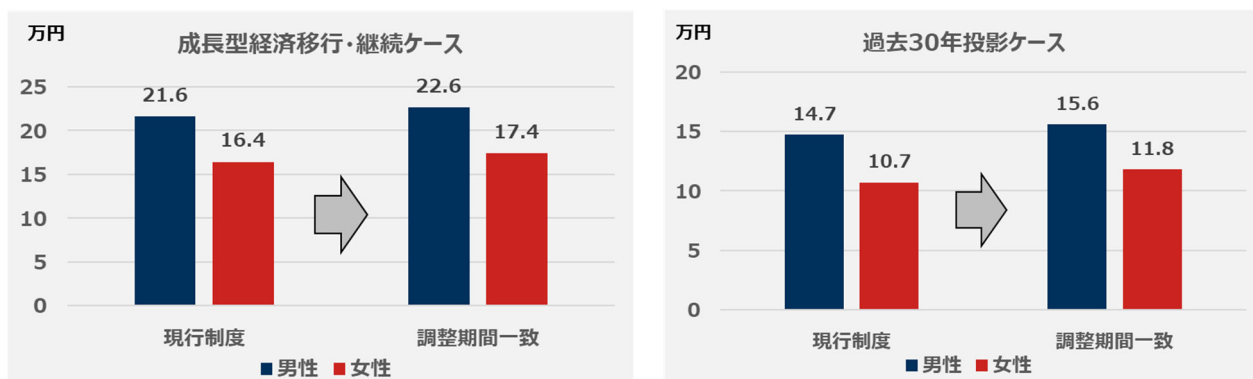
図表3 マクロ経済スライドの早期終了による給付水準の上昇効果



(出所) 厚生労働省 第21回社会保障審議会年金部会 資料3-1「基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)について」

本資料は、お客様への情報提供を目的として作成したものであり、特定の有価証券の売買または商品の推奨・勧誘等を目的としたものではありません。本資料に記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。本資料内の記述、グラフ・表・数値データ等の内容につきましては、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料は、野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。配布されたお客様限りでご使用ください。本資料のいかなる部分も一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング、野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、本資料の全部もしくは一部を複写、転送または再配布することはご遠慮ください。

図表 4 賃金水準とスライド調整期間の一致による平均年金額への影響



(注) 1994年生まれ(現30歳)が2059年時点で受け取る平均年金額を、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額。

(出所) 厚生労働省 第21回社会保障審議会年金部会 資料3-1「基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)について」

## 2. 「スライド調整期間の一致」の障害

年金部会内の議論では、基礎年金の給付水準を向上させる必要があることについては意見が概ね一致していますが、その具体的な方法については大きく2つの懸念点が指摘されています。

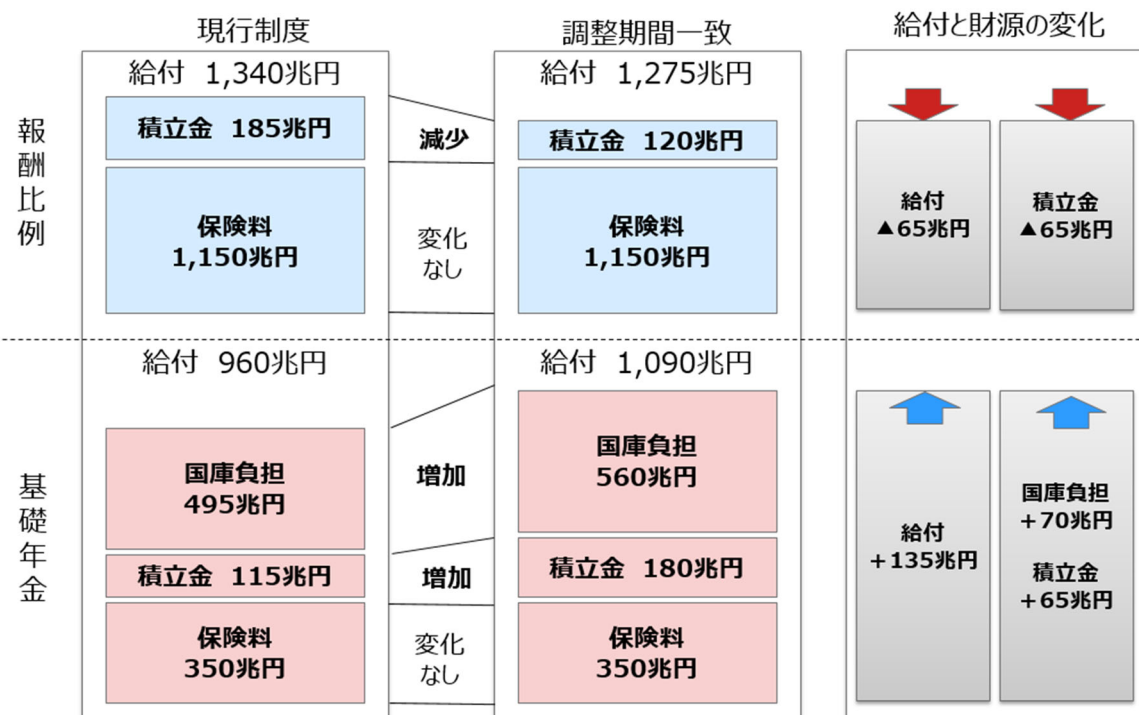
1つ目は、厚生年金積立金の取り扱いについてです。厚生労働省は、スライド調整期間を一致させるために、実質的に厚生年金の報酬比例部分の積立金の一部を国民年金・厚生年金の基礎年金の収支改善のために用いるという案を提示しています。そのため、厚生年金加入者から、「自分たちが支払った保険料から積み立てた資金を、国民年金加入者が使うことになるのはおかしい」といった批判が出ています。

この批判について厚生労働省は「多くの被保険者が学生時代には国民年金に加入し、就職後は厚生年金に加入するなど、生涯を通じて国民年金と厚生年金の制度間を移動するが、被保険者が制度を移動しても積立金は移動しない」ことなどを理由に、厚生年金の積立金の一部を国民年金に移転することも合理性はあるとしています。

こちらについては、厚生年金の積立金の実質的な移転だけでなく、前述の厚生年金の適用拡大も併せて行うべきだという意見も出ています。厚生年金の適用拡大を進めることで、国民年金加入者の一部が厚生年金に移行することになります。これまでも、国民年金から厚生年金に被保険者が移る際、その者が納めた国民年金保険料からなる積立金は国民年金に残され、厚生年金の内部で既存の加入者から新規加入者への再分配も行われてきました。そのため、厚生年金の適用拡大を行うことは、積立金の実質的な移転よりも納得性が高いとの意見が出ています。

本資料は、お客様への情報提供を目的として作成したものであり、特定の有価証券の売買または商品の推奨・勧誘等を目的としたものではありません。本資料に記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。本資料内の記述、グラフ・表・数値データ等の内容につきましては、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料は、野村グループ各社から直接提供する方法でのみ配布しております。配布されたお客様限りでご使用ください。本資料のいかなる部分も一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング、野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、本資料の全部もしくは一部を複写、転送または再配布することはご遠慮ください。

図表5 スライド調整期間一致による今後100年間の財源と給付の変化(過去30年投影ケース)



(注1) 今後100年間の財源と給付の総額を、物価上昇率で2024年価格に割り引いた値。

(注2) 厚生年金保険料のうち1階(基礎年金)相当部分は、国民年金保険料(※)と同額とみなして計算している。

※国民年金の独自給付及び産休免除相当分(約400円)を除いた月額16,600円(2004年度価格)としている。

(注3) 国庫負担の増(+70兆円)には、特別国庫負担(保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に対する国庫)の増が含まれるため、給付増の半分を上回る。

(出所) 厚生労働省 第21回社会保障審議会年金部会 資料3-1「基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)について」

2つ目は、国庫負担の増加です。基礎年金の財源の半分は国庫負担であるため、基礎年金の給付水準を向上させることで、国庫負担も増加することになります。財政検証での試算によると、過去30年の経済環境が継続した場合、国庫負担額が今後100年間で70兆円(2024年価格)ほど増える見込みです。国庫負担に係る財源をどのように確保するのかという意見や、結局のところ国庫負担の増加は将来世代の税負担の増加を招くという意見が出ています(図表5)。

デフレ経済下で名目下限措置によりマクロ経済スライドが発動されなかったことが原因で、基礎年金と報酬比例部分の水準にひずみが出てし

まっており、このひずみはどこかの段階で解消する必要があります。マクロ経済スライド調整期間の一致によって、基礎年金の給付水準が向上するため、国民年金加入者だけでなく、厚生年金加入者の大半の給付水準が向上します。一方で、積立金の取り扱いや国庫負担の増加などの懸念点もあり、今後の議論を引き続き注視する必要があります。

本資料は、お客様への情報提供を目的として作成したものであり、特定の有価証券の売買または商品の推奨・勧誘等を目的としたものではありません。本資料に記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。本資料内の記述、グラフ・表・数値データ等の内容につきましては、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料は、野村グループ各社から直接提供する方法でのみ配布しております。配布されたお客様限りでご使用ください。本資料のいかなる部分も一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング、野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、本資料の全部もしくは一部を複製、転送または再配布することはご遠慮ください。

### 《MSCI データの利用に関する注意事項》

本資料中に含まれる MSCI から得た情報は MSCI Inc. (「MSCI」) の独占的財産です。MSCI による事前の書面での許可がない限り、当該情報および他の MSCI の知的財産の複製、再配布あるいは指数などのいかなる金融商品の作成における利用は認められません。当該情報は現状の形で提供されています。利用者は当該情報の利用に関わるすべてのリスクを負います。これにより、MSCI、その関連会社または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者は当該情報のすべての部分について、独創性、正確性、完全性、譲渡可能性、特定の目的に対する適性に関する保証を明確に放棄いたします。前述の内容に限定することなく、MSCI、その関連会社、または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者はいかなる種類の損失に対する責任をいかなる場合にも一切負いません。MSCI および MSCI 指数は MSCI およびその関連会社のサービス商標です。

### 《FTSE 世界国債インデックスに関する注意事項》

FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

### 《金融商品取引法に基づく情報開示》

会社名： 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社  
金融商品取引業者： 登録番号 関東財務局長(金商) 第 451 号  
加入協会： 一般社団法人 日本投資顧問業協会 会員番号(第 011-00961 号)  
報酬等： 当社がサービスの対価として、お客様にご負担いただく報酬(税込)の上限は下表の通りですが、投資助言の対象、運用手法、サービス内容等に応じて、お客様との協議により個別に決定いたします。報酬額の計算方法はお客様との個別協議に基づいて決定するために、事前に表示することができません。

	助言契約	一任契約
年間基本料率 もしくは年間報酬額 <sup>(※)</sup>	0.55% もしくは 2,200 万円	0.825%

<sup>(※)</sup> 上記は単一のサービスに対するものであり、複数のサービスを組み合わせた契約には当てはまりません。

投資リスク 当社の業務に関して、お客様が負担する投資リスクには主に以下のようなものがあり、投資する商品の価格が変動しますので、運用資産に損失が生じ、元本を割り込むおそれがあります。

- 株価変動リスク： 株式相場の変動により、投資する株式等の価格が変動するリスクがあります。
- 金利変動リスク： 市場金利の変動により、投資する債券等の価格が変動するリスクがあります。
- 為替変動リスク： 通貨価格の変動により、投資する外貨建て資産の価格が変動するリスクがあります。
- 信用リスク： 投資する証券の発行体の信用状況の変化により当該証券の価格が変動するリスクがあります。
- 流動性リスク： 流動性に乏しい商品(プライベート・エクイティ・ファンド等)について、不利な条件でしか換金できないリスクがあります。
- デリバティブ固有のリスク： デリバティブ(先物・オプション等)が対象資産の価格変動と連動しないリスクがあります。
- 投資対象リスク： プライベート・エクイティ・ファンドは、ベンチャー企業を含む非公開企業を投資対象とするため、一般に高いリスクを有します。
- 投資案件が確保されないリスク： プライベート・エクイティ・ファンドは、当初想定された金額を満たす投資案件が確保されないリスクがあります。

弊誌の記事はバックナンバーも含めて野村年金マネジメント研究会のホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次の URL にてご登録をお願い致します。

<https://nenkin.nomura.co.jp>

編集・発行： 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社  
(野村年金マネジメント研究会事務局)

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-21-1 日本橋浜町Fタワー16F  
TEL: 03 6703 3991 Email: [nenkin@jp.nomura.com](mailto:nenkin@jp.nomura.com)